

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

廿日市市（市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び広島県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

また、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態における対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。

【NBC攻撃】

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。

【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

【国民保護法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

【国民保護計画】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

【国民保護業務計画】

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。

【指定公共機関】

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

【指定地方公共機関】

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

【自主防災組織】

大規模災害等の発生による被害を防止し，軽減するために地域住民が連帯し，協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により，効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

【生活関連等施設】

発電所，浄水施設，危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で，その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが，事態が緊迫し，武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。なお，武力攻撃事態対処法において，武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義している。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、様々なニーズに対応した対策が求められることから、男女共同参画の視点を踏まえるとともに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置に従事する者の安全の確保には、十分に配慮する。

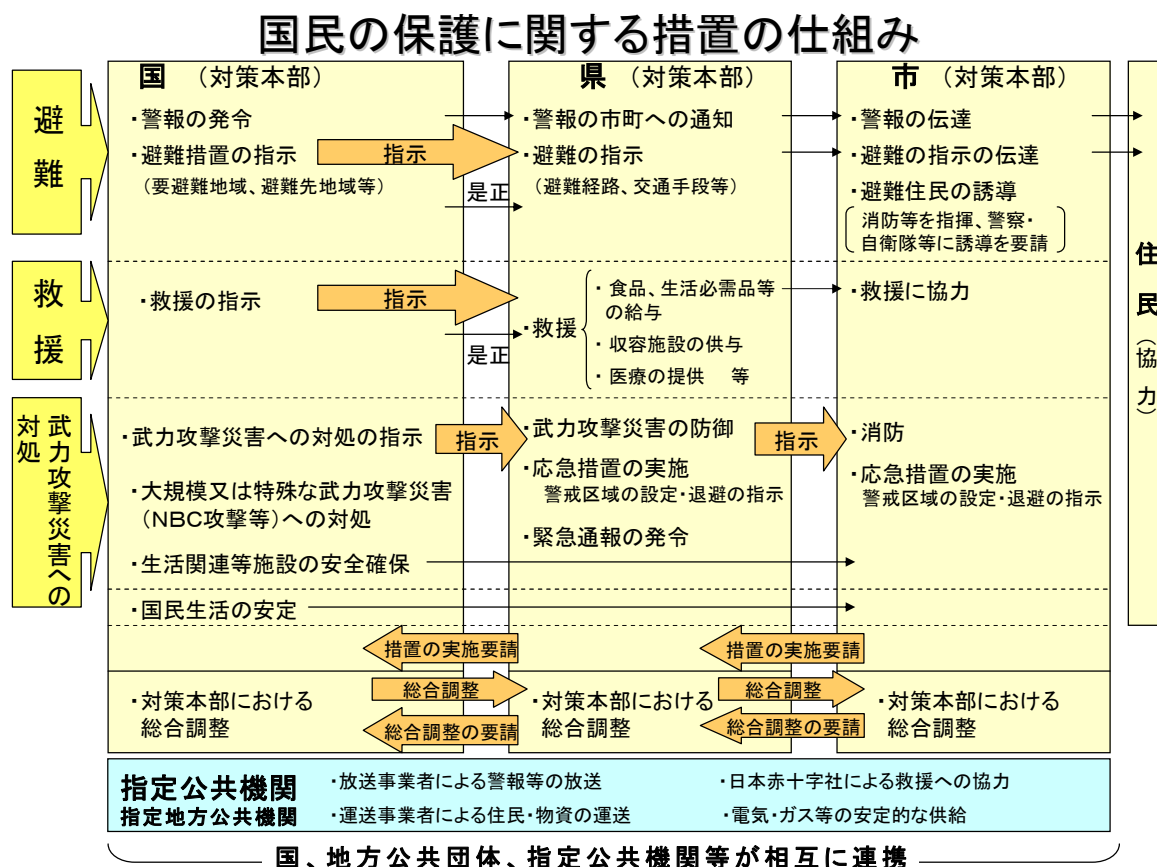
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 市の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握する。



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
廿日市市	- 国民保護計画の作成 - 国民保護協議会の設置、運営 - 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 - 組織の整備、訓練 - 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 - 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 - 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 - 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 - 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○消防組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
広島市消防局	1 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） 2 住民の避難誘導に関すること

※ 吉和地域の常備消防事務は、広島市消防局が行う。

○ 関係機関の連絡先

関係指定行政機関、関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）、関係県機関（県警察含む）、関係市機関及びその他の機関などの連絡先は、資料編に記載する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について以下のとおり定める。

1 地形

廿日市市は、広島県西部に位置し、北は安芸太田町と島根県益田市、東は広島市、西は大竹市と山口県岩国市と接し、南は瀬戸内海に面している。

地形の特徴としては、大別して沿岸部の廿日市・大野地域、島しょ部の宮島地域、内陸部の佐伯地域、山間部の吉和地域の4地域からなり、総面積は489.49平方キロメートルで、約80%が林野で占められており、瀬戸内海から西中国山地に至る変化に富んだ拮据を有し、自然環境に恵まれている。

(1) 廿日市地域

広島市から岩国市に至る広島湾沿岸部に位置し、内海をめぐる丘陵とその奥に連なる花崗岩質の山地が、地域面積の75%を占めている。

これらの山地は、東北に極楽寺山(697m)、西北の野貝原山(733m)、西に烏帽子山(632m)がそびえ、その支脈が北及び西北に連なり三面山に取り囲まれた錯雑とした地帯といえる。

それらの山間を可愛川(9.5km)と御手洗川(11.5km)とが内海広島湾にそそぎ、この両河川流域の両岸一帯がやや広い平野を形成している。

これらの流域は、宝暦年間以降漸次の沖積作用と人工埋立によって、平たん地を形成した。

地域の耕地の大部分はこの二川の流域に占められている。

地域の山は、標高733mの野貝原山を最高とし、次いで697mの極楽寺山、632mの烏帽子山となっており、この三山の山系をみると、いずれの山も急勾配をなしているが、とりわけ烏帽子山は急峻である。

(2) 佐伯地域

標高200m以上に位置し、四方を山に囲まれ、北高南低、中央部に盆地を形成し、地域の約87%が山林である。

地域の山は、標高1,109mの羅漢山を最高峰として、大峰山、板敷山、鬼ヶ城山、横山と1,000m級の山が背後地を囲み、南部は、三倉岳(701m)を筆頭に、勝成山、権現山、空山と600m級の山が連なっている。

それらの山間を、小瀬川、玖島川が流れ、その流域に平地が形成されているが、まとまった平坦地は幹線道路沿いに限られている。

(3) 吉和地域

広島県の西北端、島根・山口両県との県境に位置し、標高は耕地部で平均580m、積雪寒冷地帯に属し、昭和38年に豪雪地帯に指定されている。

地域の約97%を山林が占めており、平坦地は極めて少ない。

島根・山口・広島の3県境に位置する標高1,339mの冠山をはじめ、十方山(1,318m)、女鹿平山(1,082m)などに囲まれ、地域の中央を太田川が南から北に貫流し、

小規模な高原盆地を形成している。

(4) 大野地域

広島市から岩国市に至る広島湾沿岸部に位置し、西から南西にかけて大竹市と接し、東南を除く三方は中国山地の余脈が海岸線に迫り、約 80% が山地である。

山は、標高 699.5m の権現山を最高峰とし、次いで 596.6m の経小屋山、532.3m の嵐谷山などがある。

これらの山地一帯には 400m から 500m までの諸峰が連なり、それらの山間を毛保川と永慶寺川が大野瀬戸にそそぎ、この河川の流域一帯にやや広い平野を形成している。

(5) 宮島地域

広島湾の島しょ部に位置し、広島市より西南海上約 20 km の距離にある。

全島が自然公園法による瀬戸内海国立公園、文化財保護法による特別史跡及び特別名勝に指定されるなど、多くの法規制が適用されている。

また、平成 8 年には、社殿を中心とする前面の海及び背後の弥山原始林（天然記念物）を含む森林区域 431.2ha（全島の約 14%）が世界文化遺産に登録された。

標高 535m の弥山を最高峰とし、次いで 509m の駒ケ林、466.61m の岩船岳など、急峻な山岳が多い地形で、平坦地は乏しく面積の大部分はこれらの急傾斜な山林に覆われている。

2 道路の位置等

本市の道路網は、広域交流ネットワークを形成する高規格幹線道路として、中国自動車道が山間部を北東方から南西方に、山陽自動車道及び広島岩国道路が沿岸部を北東方から南西方に走っている。

主要幹線を形成している道路としては、沿岸部を北東方から南西方に延びて広島市から大竹市に繋がっている一般国道 2 号、山間部を南北に伸びて大竹市から安芸太田町に繋がっている一般国道 186 号、2 本の一般国道を接続している主要地方道廿日市佐伯線がある。

また、山間部を北西方から南東方に伸びて島根県益田市及び本県広島市に繋がっている一般国道 488 号、南北に走って一般国道 2 号から広島市へ繋がる一般国道 433 号、一般国道 186 号から山口県岩国市へ繋がって東西に走る一般国道 434 号がある。

さらに、これらの一般国道を主軸として、主要地方道、一般県道、市道をもって道路網を形成している。

3 鉄道、港湾の位置等

(1) 鉄道の位置等

鉄道は、関西から九州を結ぶ主要幹線として山陽本線及び山陽新幹線が北東方から南西方に走っている。

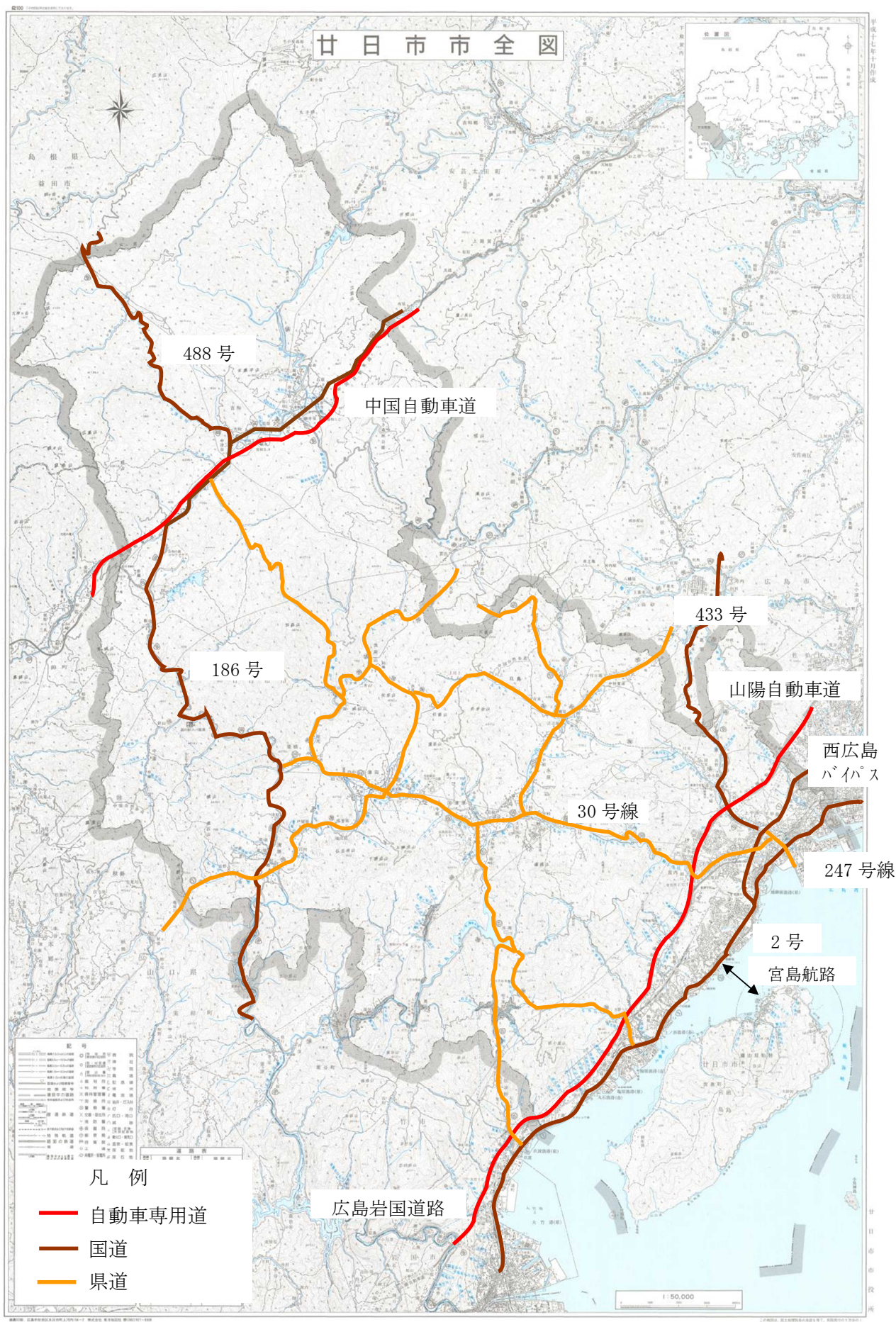
また、沿岸部に広島電鉄宮島線が山陽本線とほぼ平行に、宮島口から広島市へ走っている。

市内の駅の乗降客については、次表のとおりである。

(2) 港湾の位置等

港湾は、県管理の特定重要港湾広島港の廿日市地区として木材港があり、水深－7.5～12.0m、船席数14バースの岸壁を擁している。

また、宮島と対岸の大野地域には地方港湾厳島港があり、連絡船が発着する栈橋等を県からの事務委託によって市が管理している。



公共交通機関 1 日平均利用者数（廿日市市統計書 2020 年版による）（単位：人）

J R	
廿日市駅	3,983
宮内串戸駅	4,919
阿品駅	2,301
宮島口駅	4,359
前空駅	2,150
大野浦駅	1,730
小計	19,442
広島電鉄	
山陽女学園前駅	3,059
広電廿日市駅	3,455
廿日市市役所前駅	3,120
宮内駅	2,222
J A 広島病院前駅	1,549
地御前駅	1,021
阿品東駅	569
広電阿品駅	3,203
広電宮島口駅	6,312
小計	24,510
J R 西日本宮島フェリー	
宮島口⇄宮島	6,971
宮島松大汽船	
宮島口⇄宮島	5,097
総利用者数	56,020

4 自衛隊施設等の状況

自衛隊施設は、陸上自衛隊中部方面隊第 13 旅団が海田町に所在し、海上自衛隊は呉地方総監部、第 1 潜水隊群司令部、第 4 護衛隊群司令部及び練習艦隊司令部が呉市に、また幹部候補生学校及び第 1 術科学校が江田島市に所在している。

米軍の施設は、秋月弾薬庫が江田島市、川上弾薬庫が東広島市、広弾薬庫、灰ヶ峰通信施設及び呉第六突堤が呉市に所在している。

また、山口県岩国市には、米軍基地が所在している。

5 石油コンビナート施設等の状況

石油コンビナート等特別防災区域には、県内では、福山市、江田島市及び大竹市の一部が指定されている。

隣県においては、岡山県で倉敷市及び笠岡市の一部、山口県では和木町、岩国市、下松市、周南市、宇部市、山陽小野田市及び下関市の一部が指定されている。

当市には、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている施設はないが、廿日市地域の木材港南に広島ガスのLNG受入れ栈橋施設、LNG貯槽施設（容量：85,000キロリットル）2基及び都市ガス製造設備等がある。

6 原子力発電所の状況

本市に原子力発電所は所在しないが、島根県松江市鹿島町に中国電力島根原子力発電所が立地している（廿日市市まで約150km）。

また、愛媛県伊方町には、四国電力伊方発電所が立地している（廿日市市まで約90km）。

自衛隊施設等

【自衛隊施設】

- ① 陸上自衛隊中部方面隊第13旅団司令部
- ② 海上自衛隊呉地方総監部，第1潜水隊群司令部，第4護衛隊群司令部，練習艦隊司令部
- ③ 幹部候補生学校，第1術科学校

【米軍施設】

- ④ 秋月弾薬庫 ⑤ 川上弾薬庫 ⑥ 広弾薬庫 ⑦ 灰ヶ峰通信施設 ⑧ 呉第六突堤 ⑨ 岩国基地

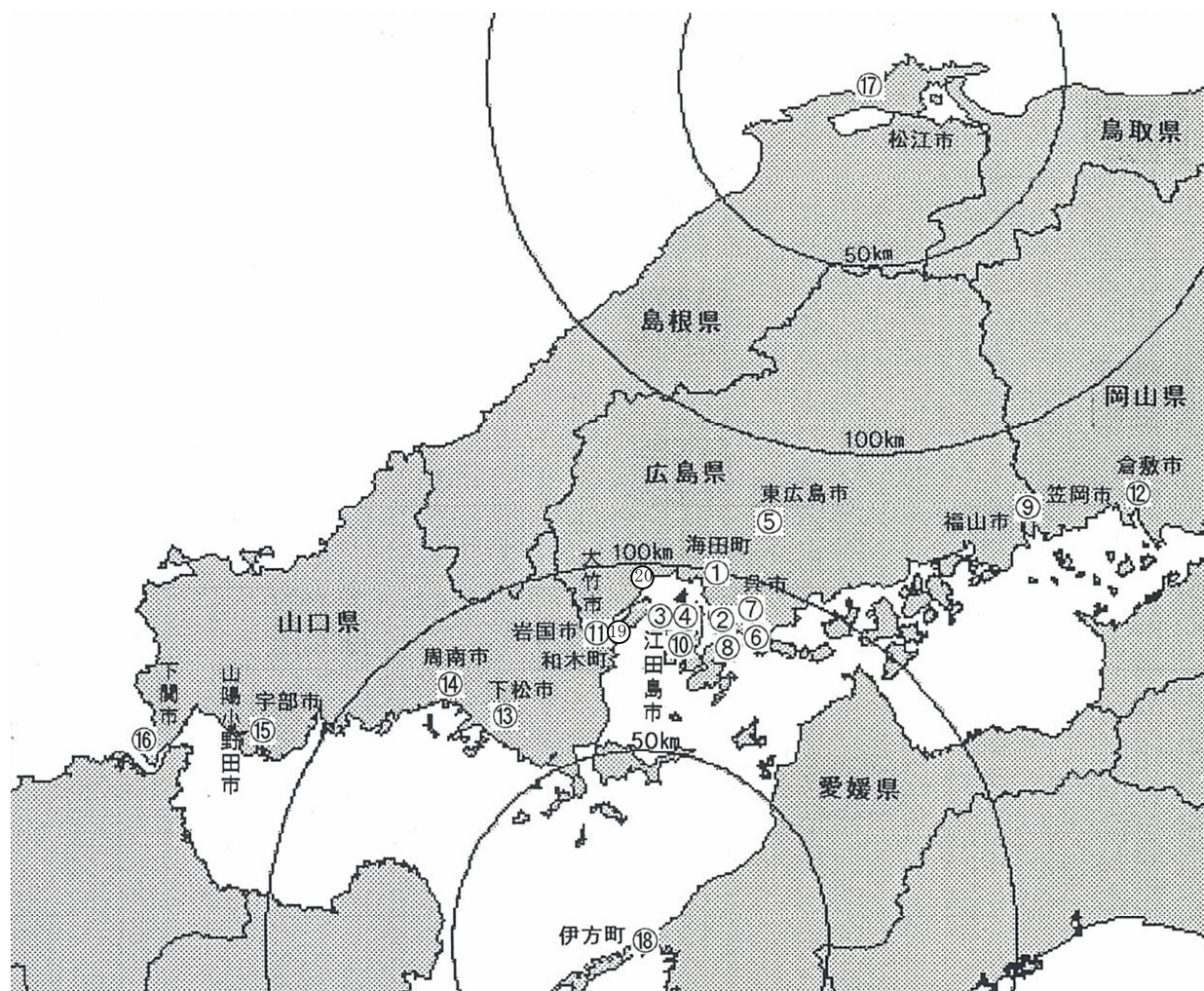
【石油コンビナート等特別防災区域・可燃性ガス貯蔵施設】

- ⑨ 福山・笠岡地区 ⑩ 江田島地区，能美地区 ⑪ 岩国・大竹地区 ⑫ 水島臨海地区
- ⑬ 下松地区 ⑭ 徳山・新南陽地区 ⑮ 宇部・小野田地区 ⑯ 六連島地区 ⑰ 広島ガス

【原子力発電所】

- ⑰ 中国電力島根原子力発電所 ⑱ 四国電力伊方原子力発電所

※ 図の中の円は、原子力発電所からの距離を示す。



7 人口分布 （廿日市市統計書 2020 年版による）

本市の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在 114,906 人で、人口密度は 1 平方キロメートル当たり 234.8 人となっている。

人口を地域別にみると、最も多いのは廿日市地域の 75,261 人で、市人口の約 65%を占めている。

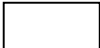
沿岸部で廿日市地域と隣接する大野地域は 27,465 人で、市人口の約 24%を占めている。

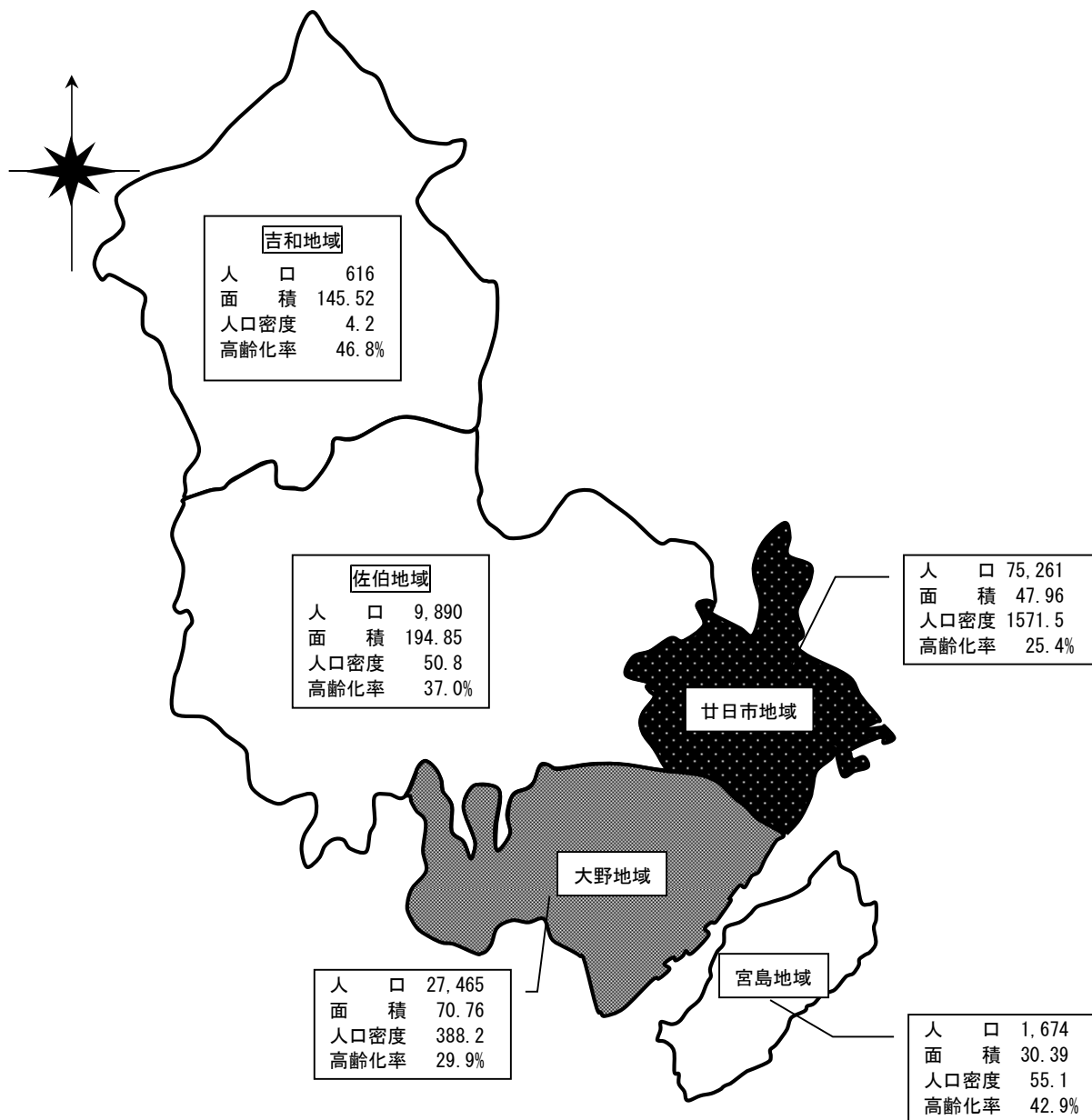
廿日市地域と大野地域の両地域を合わせると、市人口の約 89%を占めている。

一方、内陸部の佐伯地域は 9,890 人で市人口の約 9%、山間部の吉和地域は 616 人で、市人口の約 0.5%、島しょ部である宮島地域は 1,674 人で、市人口の約 1.5%となっている。

人口を年齢別にみると、全ての地域で 65 歳以上の人口が 14 歳以下の人口を上回っている。

人口分布と面積（単位：人、K m²）

-  人口密度が1 k m²あたり、1000 人以上の地域
-  人口密度が1 k m²あたり、300 人以上の地域
-  人口密度が1 k m²あたり、100 人以下の地域



8 気候

本市の気候は、南部の廿日市地域、大野地域及び宮島地域と北部の佐伯地域及び吉和地域では大きな差異がある。

気温の年平均は、南部で16℃前後であるのに対し、北部では、内陸部の佐伯地域が13℃、山間部の吉和地域が11.6℃となっている。

1月の平均気温は、南部で5℃前後、北部で約0～1℃であり、8月の平均気温は、吉和地域で約24℃、沿岸部で約27℃となっており、1月、8月とも地域の差が大きい。

平均の降水量は、山間部の吉和地域が約2,400ミリで最も多く、沿岸部の大野地域が最も少なく約1,700ミリとなっている。

また、内陸部及び山間部の佐伯地域及び吉和地域では冬季の積雪が多い。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画が対象とする事態は、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態とする。

1 武力攻撃事態

県国民保護計画において、武力攻撃事態として想定されている事態は、以下に掲げる4類型である。

① 着上陸侵攻

〔特徴〕

- ・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

〔特徴〕

- ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティボムが使用される場合がある。

③ 弾道ミサイル攻撃

〔特徴〕

- ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

④ 航空攻撃

〔特徴〕

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

2 緊急処理事態

県国民保護計画において、緊急処理事態として想定されている事態は、以下に掲げる事態例である。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、

〔被害の概要〕 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、

〔被害の概要〕 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

危険物積載船への攻撃、

〔被害の概要〕 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

ダムの破壊

〔被害の概要〕 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、

〔被害の概要〕 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

〔被害の概要〕 ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

- ※ ダーティボム：爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす爆弾。

- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

〔生物剤による攻撃の被害の概要〕 生物兵器の被害の特徴と同様である。

- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

〔化学剤による攻撃の被害の概要〕 化学兵器の被害の特徴と同様である。

- ・ 水源池に対する毒素等の混入

- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、

〔被害の概要〕 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

※ NBC攻撃による被害の概要（参考）

① 核兵器等

核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

② 生物兵器

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

③ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等その性質は化学剤の種類によって異なる。